

保健について

●学校でけがをしたとき（災害共済給付制度）

区では、児童・生徒の不慮の災害（事故による負傷等）に備えて、「日本スポーツ振興センター」と災害共済給付契約を結んでいます。これにより学校管理下で起こった災害については、その医療費や見舞金の給付を受けることができます。区では、全児童・生徒が加入しており、掛金は全額を区が負担しています。

※医療費の給付を受けられるのは学校管理下の災害のうち、医療費総額 5,000 円（保護者負担 1,500 円）以上の災害について。給付される費用は、医療保険各法に基づく保険診療の本人負担分（医療費総額の3割）に、療養に伴って要した費用（医療総額の1割）を加算した額。保険適応外の診療や差額ベッド代、文書料等は対象外。

※学校管理下で起こった災害による負傷等で医療機関を受診する場合、子ども医療証、ひとり親家庭医療証等を使用せず、健康保険証のみを使用し、医療機関から請求された医療費を一旦お支払いください（子ども医療証等を使用した場合は、必ず学校に連絡してください）。

●病気になったとき（学校感染症と出席停止）

感染症の場合、学校保健安全法に基づいて登校を停止し、他の児童・生徒への感染を防ぎます。再登校の際は、医療機関記載による証明書の提出が必要です。

【学校において予防すべき感染症の一例】

疾 病	出 席 停 止 期 間
インフルエンザ	発症後5日経過し、かつ解熱後2日経過するまで
百日咳	特有の咳消失、または5日間の抗菌薬療法終了まで
麻疹（はしか）	解熱後3日まで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風 疹（三日はしか）	発しん消失まで
水 痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化する（かさぶたになる）まで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日まで
結 核	
腸管出血性大腸菌感染症（O157 など）	感染のおそれがないと認められるまで
流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	
感染性胃腸炎	下痢・おう吐から回復し、全身状態が良好になるまで
マイコプラズマ肺炎	症状が改善し、全身状態が良好になるまで
溶連菌感染症	抗生剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良好になるまで

※証明書の文書料は医療機関により異なる場合があります。詳しくは受診される医療機関へお問い合わせください。

給食について

●豊島区の学校給食

豊島区立の小・中学校には給食室があり、各学校で栄養士が献立を作成し、調理しています。学校給食は、児童・生徒に栄養バランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達、望ましい食習慣の形成を行う役割を担っています。「歯と口の健康週間（6月）」にはよく噛む「かみかみメニュー」を、また、季節の食材を使用した献立、行事に合わせた献立等を提供し、食を通じた教育を行っています。

●食物アレルギーとは

私たちの体には、ウイルスや細菌などの異物が入ってきたときに、これらの外敵から体を守る「免疫」というしくみが備わっています。この免疫のしくみが、食べ物や花粉など、私たちの体に害を与えない物質に対しても過剰に反応してしまうのが「アレルギー反応」です。

食物アレルギーは、原因となる食べ物を食べたり触ったりした際に発症し、その症状は、皮膚、呼吸器・消化器あるいは全身に生じます。

●アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、喘鳴（ゼーゼーした呼吸）や呼吸困難などの症状が、複数同時かつ急激に出現した状態をアナフィラキシーといいます。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力をきたすような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、対応が遅れると生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

食物アレルギーは、生命に危険を及ぼすアナフィラキシーショックを起こすことがあるため、日常生活を送る上で十分な注意が必要です。

食物アレルギーのある子どもについては、学校給食における対応を決定するために、「学校生活管理指導表（主治医記載）」の提出や、学校との個別面談をお願いしています。子どもたちが安全・安心な学校生活を送ることができるよう、ご協力よろしくお願いいたします。

●豊島区の学校給食における食物アレルギー対応

①除去食の提供

アレルギー原因物質を除去した給食を提供します（除去した結果、献立が成り立たない場合には、弁当持参をお願いすることがあります）。

②弁当対応（一部・全部）

完全弁当対応：すべての料理において、弁当持参をお願いします。

一部弁当対応：除去食が困難な料理のみ弁当持参をお願いします。

③詳細な献立表の提供